

これまでいただいたご意見等への対応

- 第 1 回感染症部会における意見等
 - 9 件の意見が提出され、6 件について意見を反映して素案を作成 (No.1～6)
 - 残る 3 件については、今後の施策等への参考とする意見や質問 (No.7～9)
- 第 2 回医療審議会、パブリックコメントにおける意見
 - 感染症予防計画部分に対して、5 件の意見が提出され、2 件について意見を反映し、修正
 - 残る 3 件については、今後の施策の参考とする意見 (No.1～2、3～5)
 - その他事務局において 3 件を修正 (No.6～8)

以上を踏まえ、島根県感染症予防計画（最終案）を作成【参考資料】

第1回感染症部会でのご意見等への対応①

No.	項目	意見・質問	対応（意見を反映）
1	計画策定について	<p>保健所をもつ島根県と松江市の情報の連携についても、今回のコロナウィルスの感染拡大に関し振り返りをし、今後の感染症対策において、情報の共有や連携について計画を立てる必要があるのでは</p>	<p>ご意見を踏まえ、【基本的な考え方】に以下のとおり反映しました。 「県と保健所設置市である松江市は松江保健所を共同で設置していることから、松江市との連携は極めて重要です。したがって、本計画に基づく各種施策の遂行に当たっては、松江市との緊密な連携のもと、協議を十分に行うものとします。」</p>
2	<p>感染症予防計画改定にかかる国の考え方 島根県感染症予防計画の構成（案）</p>	<p>検査・治療情報の流れをスムーズに行う体制が必要です 未知の感染症では、症例の情報の集約・解析が重要になります 患者のピックアップ・データの収集・解析・情報発信・新薬の使用等が考えられます これらは臨床研究・治験にあたりますが、倫理委員会を通す必要があるなどスピード感に欠けます 島根県全体として、これがスムーズに行くよう準備が必要です 具体的には、国立感染症研究所等国の主導の臨床研究・治験に参加するサポート体制の検討 県内においては、検査体制・治療体制の流れが円滑にできるように日々の準備の体制の構築</p>	<p>ご意見を踏まえ、新興感染症に係る知見の収集と分析、周知について、【施策の方向】(5)感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項に以下のとおり反映しました。 「新興感染症発生早期においては、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応し、知見の収集及び分析を行うとともに、最新の知見等について、随時、医療機関等への周知を行います。」 なお、新薬に関する臨床研究・治験については適宜国へ要望してまいります。</p>

第1回感染症部会でのご意見等への対応③

No.	項目	意見・質問	対応（意見を反映）
3	島根県感染症予防計画の数値目標（案）	医療提供体制について、期間区分だけでなく、定点でのまん延度合いに応じた対応があった方がいいのでは。	<p>ご意見を踏まえ、【施策の方向】(5)感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項に以下のとおり反映しました。</p> <p>「地域での感染拡大のフェーズなどの実情に応じ、入院対象者等の範囲を明確にしながら、患者の療養先の振り分けや入院調整を行います。」</p>
4	今般の新型コロナウイルス感染症対応の振り返り	<p>・治療を受ける側の視点が不足している。例えば宿泊療養では常時見守られていないため体調急変等の大きな不安を抱えながら孤独に耐える状況にあった。治療を含め安心して宿泊療養ができるような支援体制をお願いしたい。治療を受ける側からコロナ感染症対応の課題等をヒアリングし計画に活かしてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、【施策の方向】(7)宿泊施設の確保に関する事項に以下のとおり反映しました。</p> <p>「患者が安心して療養できる環境を整備します。」</p> <p>また、計画策定にあたっては、パブリックコメントを実施して、県民の意見を求めます。</p>

第1回感染症部会でのご意見等への対応②

No.	項目	意見・質問	対応（意見を反映）
5	島根県感染症予防計画の数値目標（案）	<p>病原体の感染力・動静・潜伏期間はまちまちです。想定を変えた訓練を毎年実施することをおすすめします。医療機関だけでなく県庁と関係機関の図上演習として。（国外流行～県内流行の1年間くらいを1日で）</p>	<p>ご意見を踏まえ、【施策の方向】（12）感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項に以下のとおり反映しました。 「特に新興感染症に係る研修や訓練にあたっては、様々な性状等を想定して実施するよう努めます。」</p>
6	今般の新型コロナウイルス感染症対応の振り返り	<p>・各施設・やり取りの「構造上の問題」がありました。平時に解決しておく課題があるかと思えます。 感染対策を念頭に作られていないので、換気やゾーニングが難しい（特に高齢者施設）という物理的な問題 ・関係職員のPPE着脱含め、基本的な知識やトレーニングの不足</p>	<p>ご意見を踏まえ、【施策の方向】(16)その他の感染症の予防の推進に関する重要事項に以下のとおり反映しました。 「特に、高齢者施設等においては、感染症が発生し又はまん延しないよう、対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果について従業者への周知、さらに指針の整備及び研修・訓練を行う必要があります。また、感染症発生時であっても適切な対応を行うため、業務継続計画の策定や定期的な見直しを行うとともに、必要な研修・訓練を行う必要があります。保険者・市町村にあっては、高齢者施設における取組の支援に努める必要があります。」</p>

第1回感染症部会でのご意見等への対応④

No.	項目	意見・質問	対応（今後の施策等への参考とする等）
7	今般の新型コロナウイルス感染症対応の振り返り	<p>振り返りにおいて、費用の面については触れられていませんが、これは別の機会や別の部門で振り返りがあるものなのでしょうか。</p> <p>計画には予算が伴うものだと思いますが、この点はどうなるのでしょうか。</p>	<p>第1回感染症部会においてお示しした振り返りを元に現在、健康福祉部内においてより詳細な振り返りを行っているところです。</p> <p>なお、初動に係る経費については財源やそのしくみが確保されています。</p>
8	今般の新型コロナウイルス感染症対応の振り返り	<p>情報が FAX が主 → 電子化されたとはいえ、エクセルやワードでの入力（発生届など）もおおく、手間がかかる</p> <p>また、別途 EDC（スマホや PC にデータを打ち込む）があり、データ収集に 2 度手間・3 度手間がかかって事務仕事が膨大であった</p> <p>→ 電子カルテからデータを吸い上げ、自動的に送受信できるように体制を整える</p> <p>病医院・行政間、病医院間、病医院・検査機関など</p>	<p>現在、国において医療DXの推進に取り組まれており、この中で、電子カルテと発生届の連携に向けた検討がなされているところです。</p> <p>こうした国の動向等を踏まえ、県においても施策を検討します。</p>
9	今般の新型コロナウイルス感染症対応の振り返り	<p>これまでの病床確保計画がありますが、病床ひっ迫の度合いがどれくらいだったのか、入院制限を含め通常医療の制限がどの程度あったのか資料が欲しい</p>	<p>診療制限の状況については、次ページのとおりです。</p>

病院における診療制限の状況（対象：46病院）

圏域	松江	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隠岐	計
R4.11月	2	0	1	0	0	0	1	4
12月	1	1	0	0	0	1	1	4
R5.1月	16	3	5	4	7	2	0	37
2月	12	0	0	3	1	2	0	18
3月	7	0	2	0	0	0	0	9
4月	1	0	0	0	0	0	0	1
5月	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	1	0	0	0	0	1
8月	4	1	0	0	0	3	0	8
9月	1	1	1	0	0	2	0	5
10月	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0
R6.1月	1	2	0	0	0	0	0	3
2月	1	0	0	0	0	0	0	1

※2/12時点

- ・ 外来、入院、救急等の診療制限の状況について、各病院から報告のあったものを週ごとに把握し、月単位で集計
- ・ 定期的な調査開始はR4.12月。R4.11、12については月末時点のみの集計
- ・ R5.5月以降は県ホームページにて公開。それ以前については内部資料

第2回医療審議会、パブリックコメントにおける ご意見等への対応①

No.	ご意見	対応（意見を反映）	素案	
			変更前	変更後
1	関係機関及び関係団体との連携では、会議を行うだけではなく、定期的な訓練（図上演習でよいと思います）が必要と考えます。「訓練」の要素を入れていただければと思います。	ご意見を踏まえ、追記します。	<p>【施策の方向】（12）感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</p> <p>● 関係各機関及び関係団体との連携 各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努めます。</p>	<p>【施策の方向】（12）感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</p> <p>● 関係各機関及び関係団体との連携 各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努めます。<u>また、各関係機関及び関係団体と連携した訓練の実施に努めます。</u></p>
2	各圏域の状況 隠岐 ■今後の新たな感染症危機に備え... 連携強化に取組ことが⇒取り組むこと 表記の統一の確認をお願いします。	ご意見のとおり修正します。	<p>【各圏域の状況】</p> <p>取組こと</p>	<p>【各圏域の状況】</p> <p>取<u>り</u>組むこと</p>

第2回医療審議会、パブリックコメントにおける ご意見等への対応②

No.	ご意見	対応（今後の施策の参考とする）	素案	
			変更前	変更後
3	感染症指定医療機関には発生早期からの対応が求められるが、ここでいう「平時の検査実施体制の充実」というのは具体的にどのようなことを想定されているのか。	新興感染症の発生早期の段階における感染症指定医療機関の役割は、新興感染症患者（疑い例も含む）に対する入院医療、発熱外来（診療・検体採取）を主に想定しています。発生早期の検査体制については、主に県保健環境科学研究所が担うことを想定しており、新興感染症の発生に備えた県保健環境科学研究所の検査体制の整備に取り組むこととしています。	—	—
4	発生早期ということは、患者隔離のための感染症病床の確保が必要である。できればより具体的な目標を設定してもらおうとよい。	病床については、今後の新興感染症に備え、新型コロナウイルス感染症で確保した規模と同等の病床を速やかに確保できるよう県内の病院と協定締結を進めているところです。 実際に新興感染症が発生した際には、確保した病床に円滑に入院ができるよう入院調整体制を構築するとともに、地域での感染拡大のフェーズなどの実情に応じ、入院対象者等の範囲を明確にしながら、患者の療養先の振り分けや入院調整を行うこととしています。 また、発生した新興感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、その特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行うこととしています。	—	—

第2回医療審議会、パブリックコメントにおける ご意見等への対応③

No.	ご意見	対応（今後の施策の参考とする）	素案	
			変更前	変更後
5	令和2～3年の島根県医療審議会で本件に触れました。国の予防計画策定の手引きでふれられたこともあり、今回から保健所のサージキャパシティが文章化されたことに大きな意味があると思います。戦力強化のタイミングは後追いではなく事業導入に合わせて前広でお願いします。	感染の拡大や新たな業務の発生などに伴い業務量が増大することが見込まれる場合には、保健所業務が逼迫することがないように、外部人材の活用も含めた応援派遣の依頼について、時期を逸することなく早めに行うなど、保健所の体制強化を図っていきます。	-	-

第2回医療審議会、パブリックコメントにおける ご意見等への対応④

<事務局における修正箇所>

素案		
No.	変更前	変更後
6	<p>【施策の方向】 (12) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医師会等における感染症に関する人材の養成及び質の向上 	<p>【施策の方向】 (12) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上
7	<p>【施策の方針】 (13) 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の予防に関する保健所体制の確保 	<p>【施策の方針】 (13) 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の予防に関する保健所<u>の</u>体制の確保
8	<p>【施策の方向】 (16) その他の感染症の予防の推進に関する重要事項</p> <p>特に、高齢者施設等においては、感染症発生時にあっても適切な対応を行うため、業務継続計画の策定や定期的な見直しを行うとともに、必要な研修・訓練を行う必要があります。また、保険者・市町村にあつては、高齢者施設における取組の支援に努める必要があります。</p>	<p>【施策の方向】 (16) その他の感染症の予防の推進に関する重要事項</p> <p>特に、高齢者施設等においては、<u>感染症が発生し又はまん延しないよう、対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果について従業者への周知、さらに指針の整備及び研修・訓練を行う必要があります。</u>また、感染症発生時にあっても適切な対応を行うため、業務継続計画の策定や定期的な見直しを行うとともに、必要な研修・訓練を行う必要があります。 ____保険者・市町村にあつては、高齢者施設における取組の支援に努める必要があります。</p>

島根県感染症予防計画の数値目標（案）の修正等①

項目	平時	流行初期	流行初期以降
①協定締結医療機関（入院）の確保可能病床数	—	48床	357床
うち重症病床数	—	3床	8床
②協定締結医療機関（発熱外来）の機関数	—	30機関	319機関
③自宅療養者等への医療を提供する機関数	—	—	617機関→625機関
うち病院	—	—	25機関
うち診療所	—	—	291機関
うち薬局	—	—	255機関
うち訪問看護事業所	—	—	46機関→54機関
④後方支援を行う医療機関数	—	—	24機関
⑤派遣可能な人材数	—	—	54人
うち医師	—	—	19人
うち看護師	—	—	17人
うちその他（事務職等）	—	—	18人
うちDMAT（医師、看護師、その他）	—	—	23人
うちDPAT（医師、看護師、その他）	—	—	5人→6人

訪問看護事業所への事前調査結果を踏まえて修正

県内の東部と西部に1チームずつ確保（DPATは3人／チーム）

島根県感染症予防計画の数値目標（案）の修正等②

項目	平時	流行初期	流行初期以降
⑥個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関数	協定締結医療機関数の8割以上	—	—
⑦検査の実施能力	—	516件/日以上	2,116件/日以上
うち保健環境科学研究所等	—	432件/日以上 (うち松江市 132件/日)	1,072件/日以上 (うち松江市 327件/日)
うち医療機関、民間検査機関等	—	84件/日以上	1,044件/日以上
⑧保健環境科学研究所等のPCR検査機器の数	—	11台	11台
⑨宿泊施設確保居室数	—	50室	150室
⑩医療従事者の研修・訓練を行った医療機関数	協定締結医療機関数の10割	—	—
⑪保健所職員等の研修・訓練回数	年1回以上	—	—
⑫流行初期1か月において想定される業務量に対応する人員確保数	—	561人	—
うち松江市・島根県共同設置松江保健所	—	154人	—
うち雲南保健所	—	50人	—
うち出雲保健所	—	99人	—
うち県央保健所	—	56人	—
うち浜田保健所	—	112人	—
うち益田保健所	—	60人	—
うち隠岐保健所	—	30人	—
⑬即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）	—	16人	—

松江保健所分の追記

新型コロナで構築した最大体制を6ヶ月以内に整備する

平時

新興感染症発生・まん延時

➤ 感染症の発生・まん延防止

- 発生動向調査
- 積極的疫学調査等
- 予防接種

➤ 検査の実施体制等 <数値目標>

- 検査体制の整備・能力の向上
- 検査に係る協定

➤ 医療機関等との協定 <数値目標>

- 入院・発熱外来・自宅療養者等への医療提供・後方支援・医療人材派遣・
- 医療人材派遣・
- 個人防護具の備蓄・
- 宿泊施設の確保

➤ 移送体制の整備

➤ 人材の養成・資質の向上 <数値目標>

➤ 保健所体制 <数値目標>

- 保健所の体制整備
- 応援体制の整備

➤ ワンヘルス・アプローチ

- 動物由来感染症対策
- 薬剤耐性対策

今後協定で確保する体制のイメージ

流行初期に対応可能な医療機関に病床・外来等を拡充

流行初期以降に対応可能な医療機関に病床・外来等を拡充

感染症指定医療機関における対応

流行初期における医療提供体制の構築（病床、発熱外来）

流行初期における宿泊施設の確保

流行初期における検査体制の構築

流行初期以降における医療提供体制の構築（病床、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、人材派遣）

流行初期以降における保健環境科学研究所等、医療機関、民間検査機関による検査体制の構築

流行初期以降における宿泊施設の確保

国内1例目 新興感染症等への位置づけの公表（厚生労働大臣による発生の公表）

（公表後、県の要請から7日目）

（公表後1ヶ月）

（公表後3ヶ月）

（公表後6ヶ月）

①平時

②発生早期

③流行初期（発生公表後～3ヶ月以内）

④流行初期以降（発生公表後3ヶ月～6ヶ月以内）